

第1条（名称）

この会は、「禁煙推進企業コンソーシアム」（以下「本会」という。）と称する。

第2条（事務局）

1. 本会には事務局を置き、会員企業の代表が事務局を担当するものとする。

なお、入金申し込みの受付、会費の徴収等の事務的業務を外部に委託できるものとし、外部に委託をする場合は、会員企業の過半数以上の承認を必要とする。

2. 事務局には、事務局長及び事務局次長を置くことができる。

第3条（会員）

本会の会員は、本会の目的に賛同し第6条に基づき入会が認められた法人とする。なお、会員は、他の会員に対して自己の事業の宣伝、自己が販売する製品の広告のための活動を実施してはならない。

第4条（目的）

本会は、「禁煙」に特化し、会員の社員やその家族の健康増進のため、政府が目標としている2022年度の喫煙率12%※1の達成、または限りなく社内喫煙率を12%に近づけることを共通の目標とし、民間企業による社会貢献活動として本邦における禁煙環境作りを支援すべく、より健康的な法人となることを目的とする。

第5条（活動内容）

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 各会員における喫煙率のマイルストーンを設定する。
- (2) 各会員の目標達成を会員内で相互にサポートする。
- (3) 各会員の社内喫煙率低下に向けた具体的な取組みを共有し、合同で各会員の社内喫煙率や成果を公表する。
- (4) 会員の禁煙に関するコミュニティを形成し、それを維持する。
- (5) その他目的を達成するために必要な活動を実施する。

第6条（入会）

本会に会員として入会しようとする法人は、第5条に定める活動内容への賛同を前提に、入会申込書を事務局に提出し、事務局を通じて会員企業の3/4以上の承認をとるものとする

第7条（会費）

本会の会員は下記の入会費を納めるものとする。ただし、本会の活動において必要な費用が発生した時は、会員の同意に基づき精算するものとする。

入会費 会 員 150,000円（税別）

- (1) 入会費は、この法人の事務局の請求に基づき、原則請求後1か月以内に指定口座宛に入金するものとする。
- (2) 既納の入会費は返納しないものとする。

※1 2018年3月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」（第3期）参照。

第8条（退会）

1. 本会の会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

2. 会員の属する法人が解散したとき、当該会員は、本会を退会したものとみなす。

第9条（除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該会員に対して事前に弁明の機会を与えた上で、全体会議による決議に基づき除名することができる。

- (1) 本会則に違反したとき。
- (2) 本会の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の目的に反する行為をしたとき。

第10条（理事）

1. 本会に理事を置く。本会発足の年度は事務局の会員が理事となるが、次年度以降はこれに限らない。
2. 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。また、理事は、総会に対して、自己の都合により理事の辞任を申し出ることができる。
3. 補欠又は増員により選任された理事任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 前項の規定にかかわらず、後任の理事が選出されない時は、その任期を、任期の末日後、最初の全体会議が終結するまで伸長する。

第11条（理事会）

1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 理事会の決議により、以下の者を理事の中から定める。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 事務局長 1名
 - (3) 事務局次長 若干名
 - (4) 必要に応じ、副代表 若干名
3. 理事会は、以下の事項について原案を策定し、総会に諮る。
 - (1) 本会を運営するための組織の方針に関する事項
 - (2) 本会を運営するための組織の設置、再編及び廃止に関する事項
4. 理事会は、本条第2項、第3項及び以下に記載する事項について全理事の3分の2以上の賛成により決議する。決議は、電子メールにより賛成若しくは反対の意見を表明することができる。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

第12条（代表、事務局長及び事務局次長の職務）

1. 代表は、本会を代表し、その活動を統括する。
2. 事務局長は、事務局を統括し、代表を補佐し、代表に事故がある時、又は欠席の時は、その職務を代行する。
3. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時は、その職務を代行する。
4. 副代表が置かれた場合、その職務は、代表の補佐とする。代表に事故がある時、又は欠席の時は、本条2項の定めにかかわらず、あらかじめ代表が指定する優先順位により副代表のうち1名がその職務を代行することが出来る。

第13条（理事の解任）

理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事に理事会で弁明の機会を与えた上で、総会の決

議に基づき解任することができる。

- (1) 職務の執行に堪えられないと認められる事項があったとき
- (2) 職務上の義務違反があったとき
- (3) その他理事としてふさわしくない行為があったとき

第14条（総会）

1. 本会の総会は、会員の代表各1名を持って構成し、年に1回、年度の初月中に開催するものとする。但し、必要がある時は臨時に開催できるものとする。
2. 総会は、代表が招集する。但し、代表以外の会員も議題を示して総会の招集を代表に請求することができる。この場合、代表は遅滞なく総会を招集しなければならないが、代表がこれを行わない場合は、当該請求を行った会員自らが総会を招集することができるものとする。
3. 総会は、以下の事項について決議する。なお、決議は電子メールをもって行うことができるものとする。
 - (1) 会則、活動内容等の変更
 - (2) 本会の解散
 - (3) 理事の選任又は解任
 - (4) 本会の方針に関する事項
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
4. 総会は、全会員3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。但し、電子メールにより決議する時はこの限りではない。
5. 総会の決議は、出席会員の過半数の賛成をもって行う。但し、電子メールによる決議については全会員の過半数の賛成をもって行う。

第15条（議事録）

総会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第16条（成果の取扱い）

1. 会員は、活動による成果（喫煙率の低下、喫煙に伴う離席時間の減少や業務の効率化などをいう）を、発表することができる。ただし、会員は、発表の前に、事務局に対し当該成果の概要を報告するものとする。
2. 前項の報告を受け、事務局は、当該成果に係る共有の取りまとめた報告書について、発表前に他の会員から了承を得る。

第17条（秘密保持）

1. 会員は、本会の活動により生じた成果並びに開示、提供に関連して知り得た秘密に関する事項（以下、「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならず、本会の活動に係わる参加企業に対してその徹底を図るものとする。但し、
次の各号に該当するものは除くものとする。
 - (1) 開示された時点で、既に公知公用とされていたもの
 - (2) 開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの
 - (3) 開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの

2. 本会の活動にあたり他の当事者に秘密情報を開示するときは、秘密であることを明記しなければならない。

第 18 条（活動終了後の秘密情報の取扱い）

1. 会員は、前条に規定する秘密情報について、本会の活動終了後に、秘密情報を記した文書又は電子記録媒体を責任もって廃棄するものとする。

2. 前項の規定によらない場合には、別途協議の上その取扱いを定めるものとする。

第 19 条（活動報告）

代表は、年度終了後 1 か月以内に活動報告書を作成し、理事会の確認を経て、総会で会員に報告する。また、活動報告について記者発表等を行う場合の決議は、全会員の 3 分の 2 以上の賛成をもって行い、記者発表等に要した実費は、記者発表等に賛成した会員で均等に負担する。

第 20 条（活動年度・期間）

1. 本会の活動年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2. 本会の活動は、2023 年 3 月 31 日までとする。

第 21 条（委任）

この会則に定めのない事項は、総会の決議にて決する。

附 則

1. この会則は、2019 年 4 月 30 日から施行する。

2. 本会の活動に関わる個人情報については、関連する法律・指針及び当該個人情報を保持する法人の規程等を遵守して適正に運用するものとする。